

# 虐待発見に第三者評価を

全国共通の保育所評価基準には、現在「保護者の虐待」についてのチェック項目はありますが、「職員の虐待」・「職場のハラスメント」についてのチェック項目が、未だありません。

私たちは評価の際に、「保護者アンケート」・「職員アンケート」の中に、「職員の言葉遣い・対応は、適切ですか？」・「各種ハラスメントを、見聞きしたことがありますか？」という項目を、保育園の了解を得た上で、追加しています。

アンケートの回答は、直接評価機関に郵送されるため、「保護者アンケート」に、保護者が感じていることが、そのまま出てきます。「職員アンケート」には、職員へのハラスメントが、はっきり申告される場合もあります。

第三者評価機関には、事実確認や責任追求する権限はありませんが、アンケートで出た意見に対する施設管理者の見解は、知ることが出来ます。

子どもは保護者の所有物、ましてや園の所有物ではありません。福祉施設の運営を透明化すれば、社会の宝である子どもを、虐待から守ることが出来ます。

第三者評価は完全な虐待防止策とはなりません、その一助となるものです。自己を律するために定期健診としての第三者評価活用が、期待されます。

令和元年 11 月 11 日  
NPO 法人だれにも音楽祭  
(熊本県福祉サービス第三者評価機関)